

上山市ユニフォームスポンサーロゴ掲出等業務プロポーザル実施要項

1 目的

「上山市ユニフォームスポンサーロゴ掲出等業務委託」は、上山市（以下「本市」という。）が運営する蔵王坊平アスリートヴィレッジ施設を利用している団体を対象に、以下の趣旨に基づき実施する。

- （１）本市の魅力を効果的に発信し、県内外の関心者・利用者を増加させることにより、地域活性化を促進する。
- （２）ユニフォームへのロゴ掲出を行う大学・実業団については、本市と利用団体の双方に相互利益を創出する。
- （３）本業務に係る選定・契約手続は、統一かつ公平な基準に基づいて実施し、透明性の高い運用を確保する。

2 概要

（１）委託業務名

上山市ユニフォームスポンサーロゴ掲出等業務委託

（２）業務内容

主要大会におけるユニフォーム正面胸部等において本市のロゴを掲示する業務等（詳細は、別添「上山市ユニフォームスポンサーロゴ掲出等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり）

（３）期間

契約締結日から令和 9 年 1 1 月 3 0 日まで

（４）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

（５）提案上限額

1 1, 0 0 0 千円（税込）

3 提案参加資格

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- （１）蔵王坊平アスリートヴィレッジ施設を過去 5 年以内に利用した実績があり、当該施設の有用性及び本市の風土を十分に理解している団体
- （２）本業務において優れた業務執行能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制を有すること。
- （３）国税及び地方税を滞納していないこと。
- （４）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続の開始申し立てをしている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続の開始申し立てをしているものでないこと。

- (5) 上山市暴力団排除条例（平成24年上山市条例第9号）第2条第3項に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）ではないこと。また、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

4 スケジュール

	手続内容	期間等
1	募集要項等の公表	令和8年10月1日（木）
2	質問書の提出期限	令和8年10月8日（木）午後5時まで（必着）
3	質問書の回答	令和8年10月13日（火） ※上山市ホームページで公表
4	参加表明書等の受付（書面審査）	令和8年10月14日（水）から令和8年10月21日（水）午後4時30分まで（必着）
5	参加資格通知	令和8年10月28日（水）
6	企画提案書等の提出	令和8年11月2日（月）から令和8年11月6日（金）午後5時まで（必着）
7	審査 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年11月10日（火）【予定】
8	審査結果の通知	令和8年11月11日（水）【予定】
9	契約締結	令和8年11月13日（金）【予定】

5 参加手続等

(1) 書類配付

公募に関する資料等、手続に必要な書類は、上山市ホームページからダウンロードすること（個別の配布は行わない。）。

(2) 質問書の受付及び回答

本業務の公募型プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり提出すること。

ア 受付期限

令和8年10月8日（木）午後5時必着

期限後の問い合わせには回答しない。また、他の応募事業者に関する質問にも応じない。

イ 提出先

上山市教育委員会生涯学習課

ウ 提出書類

質問書（任意様式）

エ 提出方法

ファックス又は電子メールによる。

※受信確認のため、送信後、市役所の開庁時間内（午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分まで。土・日・祝日は除く。）に電話連絡を入れること。

オ 回答方法

全ての質問を一括して取りまとめ、令和 8 年 10 月 13 日（火）以降に上山市ホームページに掲載する。

カ 注意事項

（ア）電話・来訪等による質問には応じない。

（イ）質問に対する回答の公表をもって、本募集要項の補完、追加又は修正とする。

（ウ）意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しない。

（３）参加表明書の提出

ア 提出期限

令和 8 年 10 月 21 日（水）午後 4 時 30 分必着

イ 提出場所

上山市教育委員会生涯学習課

ウ 提出書類

（ア）参加表明書（様式第 1 号）

（イ）実業団及び大学概要（任意様式。パンフレット可）

参加表明書については、代表者印を押印の上、提出すること。

なお、参加表明後に辞退する場合は、任意の様式により書面にて速やかに提出すること。

エ 提出部数

各 1 部

オ 提出方法

持参又は郵送による。（郵送の場合は、提出期限必着とする。）

（４）企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 8 年 11 月 6 日（金）午後 5 時まで必着。期限を過ぎた場合は辞退したものとみなす。

イ 提出場所

上山市教育委員会生涯学習課

ウ 提出書類

(ア) 企画提案書等提出書（様式第 2 号）

(イ) 企画提案書（カ 提案書等の詳細を参照）

(ウ) 見積書（様式第 3 号）

エ 提出部数

正本 1 部とその写し 6 部

オ 提出方法

持参又は郵送による。（郵送の場合は、提出期限必着とする。）

カ 提案書等の詳細

提案書については任意様式とするが、仕様書の内容を踏まえた上で、以下の内容が盛り込まれているよう留意すること。また、提出書類は A 4 判、横書き、カラー両面印刷としてファイル等に綴じること。やむを得ず A 3 判を使用する場合は、A 4 サイズに折り込むこと。なお、提案者を特定できるような内容（具体的な社名等）は記載しないこと。

(ア) 企業概要及び業務実績について

本業務と同様又は類似の実績がどの程度あるか記載すること。

(イ) 業務実施体制について

本業務を遂行するための人員配置について記載すること。

(ウ) 蔵王坊平アスリートヴィレッジの活用実績について

これまで同施設を活用して行ってきた地域活性化や交流促進の取組について記載すること。

(エ) 実施方針（具体性・実効性・計画性）について

業務の目的・内容を理解し、具体性と実効性を備えた提案であること。（どの大会で着用するか）また、本業務遂行のための準備期間から業務完了までのスケジュールについて記載すること。

(オ) 独自性のある提案について

本業務は、ユニフォームへのスポンサーロゴ掲出がメインとなるが、その他、企業、大学側で独自の提案についても検討すること。

(カ) 蔵王坊平アスリートヴィレッジの今後の活用計画について

本業務の遂行にあたっての本市の地域ブランドの確立及び関係人口の拡大について記載すること。

(キ) 費用について

委託業務に係る全ての経費（税込）を算出し、見積額に係る説明を行うこと。また、積算の内訳が分かるようにすること。

（５）企画提案書提出に当たっての留意事項

- ア 企画提案書等及び参考見積書は、１者につき１提案に限る。
- イ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ウ 提出された書類等は事業者の選定を行う作業に必要な範囲内において本市で複製を作成することがある。
- エ 本市から提供した参考資料を無断で第三者に提供すること及びその他の目的に転用することを禁止する。
- オ 企画提案書の受理後はいかなる追加、修正、差し替えを認めない。
- カ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

６ 選考方法

（１）プレゼンテーション及びヒアリング

提案者のプレゼンテーションに対し、上山市スポンサーロゴ掲出等業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）委員によるヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及び選定委員会による審査は非公開で行う。

ア 実施予定日

令和８年１１月１０日（火）を予定

イ 会場・時間

実施日と併せて別途通知する。

ウ 実施方法

- （ア）提出された企画提案書等により非公開で行う。なお、順序は企画提案書等の受付順とする。
- （イ）提案者より２０分以内のプレゼンテーションを行い、その後審査員による１０分程度の質疑応答を行う。
- （ウ）説明は企画提案書に基づいて行うものとするが、同一内容であればパワーポイント等を使って説明することも可とする。
- （エ）プレゼンテーションで使用するパソコンは提案者側で準備すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは事務局で準備する。
- （オ）追加資料の配布を禁止する。
- （カ）プレゼンテーションの資料に提案者を特定できるような内容（具体的な社名等）を記載しないこと。また、ヒアリングにおいても社名等が分かるような表現をしないこと。

エ 参加者数

参加者数は３者以内とし、参加申込者が４者以上の場合、業務実績の

評価により 3 者を選定し、令和 8 年 1 0 月 2 8 日(水)までに通知する。
なお、提案者が 1 者のみの場合であっても、プレゼンテーションによる
審査を実施するものとする。

(2) 評価項目及び評価基準

「上山市スポンサーロゴ掲出等業務委託プロポーザル評価要領」による。

(3) 選定方法及び結果通知

委員会において上記基準による審査を行い、評価点が最も高い者を最優秀者、二番目に高い者を優秀者（次点者）として選定し、公表する。
ただし、各委員による評価点の合計の平均点が総得点の 6 0 % 未満である場合は、受託候補者として選定しない。提案者が 1 者の場合であっても同様とする。

合計点が最も高い者が 2 者以上いる場合には、企画提案に関する点数の高い者を最優秀提案者として選定する。

審査結果については、選考終了後速やかに参加事業者全員に対し文書で通知する。なお、この審査結果についての異議は認めない。

(4) その他

ア プロポーザルの参加に要する一切の費用（企画提案書作成費、交通費等）は事業者の負担とする。

イ 提出された企画提案書やプレゼン実施時、次に該当することを確認した場合は無効とする。

（ア）企画提案の内容が本要項の条件に適合しないもの。

（イ）虚偽の記載があるもの。

（ウ）本業務の見積金額が提案上限額を超えていたとき。

（エ）企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。

（オ）公正な審査を妨げる行為があったと認められるとき。

（カ）その他不正な行為があったと市長が認めたとき。

7 契約

(1) 契約締結交渉

市は、委員会が選定した最優秀者と提案書を基本として協議を行い、協議が整った場合は、本市が定める予定価格の範囲内で見積合せの上、契約を行うものとする。ただし、契約交渉が不調のときは、次順位である優秀者と随意交渉を行い、契約を締結することができるものとする。

原則として、業務内容は仕様書を基本とするが、両者協議の上変更することがある。

(2) 委託料

契約締結後、実際の業務開始までは準備期間とし、委託料は発生しない。業務が開始し、実績に基づき請負者から請求があった際に支払うこととする。

8 その他

- (1) 契約に係る業務履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に市と協議し市の承諾を得ている場合は、この限りではない。
- (2) やむを得ない事情により日程等の変更が生じる場合は、別途通知する。
- (3) 公平な選定を行うため、本業務の契約締結が終了するまでは、このプロポーザルに関する本市職員への営業活動及び来庁は控えること。
- (4) 郵送や電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- (5) 本要項に規定されていない事態が発生した場合は、委員会と事務局が協議して決定する。

9 事務局

上山市教育委員会生涯学習課スポーツ振興係

所在地：〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目1番10号

電話：023-672-1111（内317）

FAX：023-672-1112

E-mail：sports@city.kaminoyama.yamagata.jp

附 則

この要項は、令和8年10月1日から施行する。